

校長	主任事務長	主査	副査

※ 太線の中のみ記入してください。

令和 8 年度	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	所 要 額 調 書
---------	---------------------------	-----------

学 部	学 年	児 童 ・ 生 徒 氏 名

領収書・ レシート との照合 NO	購 入 品 目	保護者記入			学校担当者記入	
		a	b	a×b	d	a×b-d
		数量	単価(税込)	税込合計額	値引額	値引後税込 支払額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	合 計	/	/	e		f

	II 段階の場合 e に 0.5 を乗じる →		II 段階の場合 e に 0.5 を乗じる →
<input type="checkbox"/>	新入学児童・生徒学用品費	として本書のとおり支出しました。	
<input type="checkbox"/>	新入学児童・生徒学用品費	の支給を辞退します。	
令和 年 月 日 保護者氏名			

支弁区分		支給上限 (年額)		今回支給金額	
------	--	--------------	--	--------	--

- 注1) 対象となる経費は、新入学にあたっての学用品、通学用品(ランドセル、通学用服、雨傘、上ばき、帽子等)購入費の額です。
支給上限(年額)は小学部が **57,060円**、中学部・高等部が **63,000円**です。
- 注2) 裏面に **領収書** または **レシート** を貼付してください。
- 注3) 支給を辞退される方は、**口** にレ印を付けて提出してください。
- 注4) 購入品目は具体的に記入し、領収書・レシートの照合ができるように、**領収書・レシートにも番号を入れてください。**

※ここに領収書・レシートを貼ってください。

新入学児童生徒学用品等購入費支給対象一覧

この一覧は支給対象品目の一例です。支給対象品目の判断に迷う場合は、事務室の担当者へ御相談ください。

	分類	品名	備考
小学部1年・中学部1年支給対象	学用品	鉛筆、ペン、消しゴム、ノート、下敷き、筆箱	学校での学習で必要とするもの
		知育玩具	
		クレヨン、色鉛筆、のり、テープ、はさみ、カッター	
		絵の具、筆	
	体育用品	ジャージ、Tシャツ、ゼッケン	体育・体力づくり用のみ対象
		トレーニングパンツ、ハーフパンツ、短パン、紅白帽	
		運動靴	プール学習用
		水着、水着帽、プール用ビニールバッグ	
		プール用サンダル、プール用バスタオル・タオル	
	材料・作業衣等の 実験・実習用の	作業用長靴、作業用スモック・エプロン、作業用軍手	
		作業用上着・スラックス・帽子	
		工作用材料(折り紙・プラスチック板等)	
		美術用材料(スケッチブック等)	
		家庭科用材料(布・糸等)	
	副読本等	ワークブック、辞典、練習帳・学習帳	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外
		パソコンソフト等	
	その他	給食用エプロン・スモック、給食用三角巾	
		給食用ナフキン	
		給食用食器・スプーン等(特殊なもの)	学校の食器等で対応できない場合のみ対象
		歯磨き指導用歯ブラシ・コップ	
		手洗い指導用タオル・おしぼり・ハンカチ	
		校外学習用ポーチ・リュック・財布	
		ネーム用シール、遠足用水筒、遠足用リュック	
		手作りエプロン・スモック等の材料(布・ボタン等)	
	通学用品等その他	通学用夏靴、通学用冬靴、通学用長靴	
		傘、レインコート	
		帽子、冬用帽子、手袋、マフラー	
		ジャンパー、コート、冬用ジャンパー・コート	
制服(学校指定)、制服に準ずるジャケット・式服等			
名札、上靴、上靴入れ			
カバン、リュック、ポーチ、名札			
手づくり通学カバン等の材料(布・ボタン等)			
支給対象外	ズボン・シャツ等の衣類	体育・体力づくり用以外の衣服は対象外	
	着替え用衣服		
	下着、靴下、タイツ、ベルト		
	補装具、眼鏡、補聴器等、車いす		
	備蓄用飲料、食品		

※「新入学児童生徒学用品費等」は、原則として新入学時期(3月下旬～5月頃)に購入した場合に支給対象となります。